

昭和二十二年政令第三十五号

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の  
検察庁の名称及び位置を定める政令

第一条 最高検察庁は、これを東京都に置く。

第二条 別表第一表上欄記載の各高等裁判所に対応する各高等検察庁の名称及び位置を定める。別表第二表上欄記載の各地方裁判所に対応する各地方検察庁の名称及び位置を同表下欄記載の通り、別表第三表上欄記載の各簡易裁判所に対応する各区検察庁の名称及び位置を同表下欄記載の通りそれぞれ定める。

附 則 この政令は、公布の日から、これを施行する。

附 則 (昭和二十二年七月一八日政令第一)

この政令は、昭和二十二年七月十九日から、これを施行する。

附 則 (昭和二十三年一二月二七日政令第三八二号)

この政令は、昭和二十四年一月一日から施行する。

附 則 (昭和二十四年五月二四日政令第一〇一号)

この政令は、昭和二十二年七月十九日から、これを施行する。

附 則 (昭和二十五年三月三一日政令第四四号)

この政令は、昭和二十四年七月一日から施行する。

附 則 (昭和二六年五月八日政令第一三九号)

この政令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和二七年六月一二日政令第一八七号)

この政令は、昭和二十六年六月一日から施行する。

附 則 (昭和二八年四月二三日政令第九号)

この政令は、昭和二十七年七月一日から施行する。

附 則 (昭和二九年四月二四日政令第八七号)

この政令は、昭和二十八年六月一日から施行する。

附 則 (昭和三〇年七月一五日政令第一二五号)

この政令は、昭和三十年八月一日から施行する。

この政令は、昭和三十二年五月一日から施行する。

附 則 (昭和三三年四月一六日政令第六八号)

この政令は、昭和三十二年五月一日から施行する。

附 則 (昭和三三年四月二五日政令第八六号)

この政令は、昭和三十二年五月一日から施行する。

附 則 (昭和三四年四月二六日政令第八八号)

この政令は、昭和三十二年五月一日から施行する。

附 則 (昭和三四年三月七日政令第二七号)

この政令は、昭和三十三年五月一日から施行する。

附 則 (昭和三四年三月七日政令第二八号)

この政令は、昭和三十三年五月一日から施行する。

附 則 (昭和三五年四月二六日政令第一一号)

この政令は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三五年四月二六日政令第一二号)

この政令は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三五年四月二六日政令第一三号)

この政令は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三六年三月一八日政令第三二号)

この政令は、昭和三十六年五月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年三月二九日政令第八二号)

この政令は、昭和三十七年五月一日から施行する。

附 則 (昭和三八年五月二四日政令第一七〇号)

この政令は、昭和三十八年五月一日から施行する。

附 則 (昭和三八年五月二四日政令第一三二号)

この政令は、昭和三十八年六月一日から施行する。

附 則 (昭和三九年四月三〇日政令第一一二号)

この政令は、昭和三十九年四月三〇日から施行する。

附 則 (昭和三九年四月三〇日政令第一一七号)

この政令は、昭和三十九年五月一日から施行する。

附 則 (昭和四一年七月二八日政令第一二二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四一年七月二八日政令第一二二号)

この政令は、昭和四十一年七月二八日から施行する。

附 則 (昭和四一年七月二九日政令第一二二号)

この政令は、昭和四十一年七月二九日から施行する。

附 則 (昭和四一年七月二九日政令第一二二号)

この政令は、昭和四十一年七月二九日から施行する。

附 則 (昭和四一年七月二九日政令第一二二号)

この政令は、昭和四十一年七月二九日から施行する。

附 則 (昭和四一年七月二九日政令第一二二号)

この政令は、昭和四十一年七月二九日から施行する。

附 則 (昭和四七年四月二七日政令第九六号)

この政令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附 則 (昭和四八年四月二五日政令第一〇六号)

この政令は、昭和三十二年五月一日から施行する。

附 則 (昭和四八年四月二五日政令第一〇六号)

この政令は、昭和三十二年五月一日から施行する。

附 則 (昭和五四年四月七日政令第一〇五号)

この政令は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第九号）の施行の日から施行する。

附 則 (昭和六一年一二月一五日政令第一四一號)

この政令は、昭和六十三年五月一日から施行する。

附 則 (平成三年一月一日政令第三三九号)

この政令は、昭和六十三年五月一日から施行する。

附 則 (平成五年一月一日政令第二四一號)

この政令は、昭和六十三年五月一日から施行する。

附 則 (平成五年一月三日政令第一四二號)

この政令は、昭和六十三年五月一日から施行する。

附 則 (平成三年一月一日政令第三三三號)

この政令は、昭和六十三年五月一日から施行する。

附 則 (平成三年一月一日政令第三三三號)

この政令は、昭和六十三年五月一日から施行する。

附 則 (平成五年一月一日政令第二四二號)

この政令は、昭和六十三年五月一日から施行する。

附 則 (平成五年一月一日政令第二四三號)

この政令は、昭和六十三年五月一日から施行する。

附 則 (平成五年一月一日政令第二四四號)

この政令は、昭和六十三年五月一日から施行する。

附 則 (平成五年一月一日政令第二四五號)

この政令は、昭和六十三年五月一日から施行する。

附 則 (平成五年一月一日政令第二四六號)

この政令は、昭和六十三年五月一日から施行する。

附 則 (平成五年一月一日政令第二四七號)

この政令は、昭和六十三年五月一日から施行する。

附 則 (平成五年一月一日政令第二四八號)

この政令は、昭和六十三年五月一日から施行する。

附 則 (平成五年一月一日政令第二四九號)

この政令は、昭和六十三年五月一日から施行する。

附 則 (平成五年一月一日政令第二四九號)

この政令は、昭和六十三年五月一日から施行する。

附 則 (平成五年一月一日政令第二四九號)

この政令は、昭和六十三年五月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月五日政令第三三三號)

この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三日政令第五六號)

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年四月一三日政令第一六一號)

この政令は、平成十三年五月一日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一六日政令第二〇八號)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令別表第三表徳山簡易裁判所の項の改正規定及び第二条の規定は、平成十五年四月二十一日から施行する。

附 則 (平成一六年一〇月二九日政令第五三三四號)

この政令は、平成十六年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月一九日政令第五三三四號)

この政令は、平成十六年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二九日政令第五三三四號)

この政令は、平成十六年十一月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月二三日政令第六二号)

この政令は、令和二年三月二三日施行する。

附 則 (令和三年三月二四日政令第七二号)

この政令は、令和三年三月二四日施行する。

附 則 (令和四年三月二四日政令第七二号)

この政令は、令和四年三月二四日施行する。

附 則 (令和五年三月二三日政令第六二号)

この政令は、令和五年三月二三日施行する。

この政令は、令和五年四月一日から施行す。

附則（令和六年三月二七日政令第六七号）

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

高等裁判所		高等検察庁	
地方裁判所	名称	地方検察庁	位置
東京高等裁判所	東京高等検察庁	東京都	東京都
大阪高等裁判所	大阪高等検察庁	大阪市	大阪市
名古屋高等裁判所	名古屋高等検察庁	名古屋市	名古屋市
広島高等裁判所	広島高等検察庁	広島市	広島市
福岡高等裁判所	福岡高等検察庁	福岡市	福岡市
仙台高等裁判所	仙台高等検察庁	仙台市	仙台市
札幌高等裁判所	札幌高等検察庁	札幌市	札幌市
高松高等裁判所	高松高等検察庁	高松市	高松市
第二表(第二条関係)			
地方裁判所	名称	地 方 檢 察 廳	位 置
東京地方裁判所	東京地方検察庁	東京都	東京都
横浜地方裁判所	横浜地方検察庁	横浜市	横浜市
さいたま地方裁判所	さいたま地方検察庁	さいたま市	さいたま市
千葉地方裁判所	千葉地方検察庁	千葉市	千葉市
水戸地方裁判所	水戸地方検察庁	水戸市	水戸市
宇都宮地方裁判所	宇都宮地方検察庁	宇都宮市	宇都宮市
前橋地方裁判所	前橋地方検察庁	前橋市	前橋市
静岡地方裁判所	静岡地方検察庁	静岡市	静岡市
甲府地方裁判所	甲府地方検察庁	甲府市	甲府市
長野地方裁判所	長野地方検察庁	長野市	長野市
新潟地方裁判所	新潟地方検察庁	新潟市	新潟市
大阪地方裁判所	大阪地方検察庁	大阪市	大阪市
京都地方裁判所	京都地方検察庁	京都市	京都市
神戸地方裁判所	神戸地方検察庁	神戸市	神戸市
奈良地方裁判所	奈良地方検察庁	奈良市	奈良市
和歌山地方裁判所	和歌山地方検察庁	和歌山市	和歌山市
大津地方裁判所	大津地方検察庁	大津市	大津市
名古屋地方裁判所	名古屋地方検察庁	名古屋市	名古屋市
岐阜地方裁判所	岐阜地方検察庁	岐阜市	岐阜市
富山地方裁判所	富山地方検察庁	富山市	富山市
金沢地方裁判所	金沢地方検察庁	金沢市	金沢市
福井地方裁判所	福井地方検察庁	福井市	福井市
山口地方裁判所	山口地方検察庁	山口市	山口市

都留簡易裁判所	水戸簡易裁判所	土浦簡易裁判所	常陸太田簡易裁判所	日立簡易裁判所
鰍沢簡易裁判所	石岡簡易裁判所	龍ヶ崎簡易裁判所	常陸太田簡易裁判所	日立区検察庁
甲府簡易裁判所	宇都宮簡易裁判所	大田原簡易裁判所	古河簡易裁判所	土浦区検察庁
浜松簡易裁判所	下館簡易裁判所	小山簡易裁判所	麻生簡易裁判所	石岡区検察庁
掛川簡易裁判所	桐生簡易裁判所	太田簡易裁判所	下妻簡易裁判所	龍ヶ崎区検察庁
島田簡易裁判所	沼津簡易裁判所	伊勢崎簡易裁判所	前橋簡易裁判所	古河区検察庁
富士簡易裁判所	熱海簡易裁判所	館林簡易裁判所	高崎簡易裁判所	宇都宮区検察庁
下田簡易裁判所	清水簡易裁判所	中之条簡易裁判所	足利簡易裁判所	下妻区検察庁
三島簡易裁判所	群馬富岡簡易裁判所	伊勢崎簡易裁判所	小山簡易裁判所	古河市
熱海簡易裁判所	藤岡簡易裁判所	桐生簡易裁判所	太田簡易裁判所	宇都宮市
清水簡易裁判所	群馬富岡簡易裁判所	沼田簡易裁判所	高崎区検察庁	太田市
群馬富岡簡易裁判所	中之条簡易裁判所	中之条区検察庁	前橋区検察庁	伊勢崎市
所	所	所	所	所
都留区検察庁	都留区検察庁	静岡区検察庁	静岡区検察庁	静岡市
鰍沢区検察庁	浜松区検察庁	島田区検察庁	富士区検察庁	高崎市
甲府区検察庁	掛川区検察庁	下田区検察庁	沼津区検察庁	前橋市
浜松区検察庁	島田区検察庁	三島区検察庁	熱海区検察庁	伊勢崎市
掛川区検察庁	富士区検察庁	熱海区検察庁	清水区検察庁	桐生市
島田区検察庁	沼津区検察庁	清水区検察庁	群馬富岡区検察	太田市
富士区検察庁	熱海区検察庁	群馬富岡区検察	中之条区検察庁	高崎市
下田区検察庁	清水区検察庁	中之条区検察庁	伊勢崎区検察	前橋市
三島区検察庁	群馬富岡区検察	伊勢崎区検察	桐生区検察	高崎区
熱海区検察庁	中之条区検察	桐生区検察	沼田区検察	太田区
清水区検察庁	伊勢崎区検察	沼田区検察	中之条区検察	高崎区
群馬富岡区検察	桐生区検察	中之条区検察	伊勢崎区検察	前橋区
所	所	所	所	所
都留市	町	摩	水戸市	水戸市
富士市	郡	郡	常陸太田市	常陸太田市
南	市	市	日立市	日立市
川巨	市	市	土浦市	土浦市





